

# 令和4年度 第1回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時:令和4年6月6日(月)13:30~15:30

場所:大栄農村環境改善センター 2階 会議室4

## 議 題

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 会長及び副会長の選任 (会長:中井恭子、副会長:小澤靖)
4. 令和3年度相談支援実績の報告
5. 中部圏域における取り組みの報告
6. 地域課題への取り組み  
(1)理解・啓発 (2)雇用 (3)権利擁護 (4)防災
7. その他(ワクチンについて、新規事業所との意見交換について)
8. 副会長挨拶
9. 閉 会

# 北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属	役職	要綱区分
1	山下喜美子	北栄町ひまわり会	監事	障がい者及び家族の代表
2	岡本眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
4	川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	横山 敬道	北栄町社会福祉協議会	相談支援専門員	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	齋尾 達城	菜野人創造所team veg(チームベジ)	代表	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	原田 裕子	ニチイケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	茂藤由美子	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
10	竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	室長・指導主事	町の職員
11	鎌田 栄子	北栄町民生児童委員協議会	委員	地域活動団体の代表
12	河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
13	小澤 靖	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表

## オブザーバー

	谷村ゆかり	中部障がい者地域生活支援センター		中部圏域障がい者地域自立支援協議会事務局
	田熊 勝美	北栄町総務課情報防災室	副主幹	

## 事務局

	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室	室長	
	橋本 優子	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	主任	

# 北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 議題3. 地域課題への取り組みの報告

#### 理解・啓発

	項目	令和4年度の取り組み(案)
①	町報を使って障がいについて広く啓発する	<p>(4月号)発達障がい            (5月号)障がい者相談員、点訳・朗読(音訳)ボランティア養成講習会            (7月号)手話奉仕員養成講習会            (12月号)中部あいサポートフェスタ            ※新規事業所紹介等(随時)</p> <p>【参考】  <u>H29:発達障がい、障がい者雇用、身体障がい者福祉協会、ヘルプマーク、幸の会</u>  <u>H30:各事業所紹介(ひまわり会、フレンズ、げんき工房、あゆみの郷、チームベジ、あいおい)</u>  <u>R1:発達障がい、とっとりひきこもり生活支援センター、中部あいサポートフェスタ、権利擁護研修</u>  <u>R2:発達障がい、障がい者相談員、新型コロナウイルス感染症に関する意見交換会、虐待防止、中部あいサポートフェスタ、ハートフル駐車場</u>  <u>R3:発達障がい、筆談研修会、要約筆記者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、福祉避難所、障がい者相談員、虐待防止、避難訓練、中部あいサポートフェスタ、コミュニケーション支援ボード、防災研修会(HUG)防災研修会(支え愛マップ)</u></p>

## 雇 用

	項 目	令和4年度の取り組み(案)
②	一般企業の障がい者雇用を促進する	(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布 ■5/20(金) 北栄町商工会通常総会出席者へ配布 会員60名

	項目	令和4年度の取り組み(案)
④	虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む	<p>(1) 権利擁護研修            内容:『聞こえないってどんなこと?』            ～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～            日時:8月9日 13時30分～15時00分(予定)</p> <p>【参考】            H27:「虐待ってなに?合理的配慮ってなに?」 58名            鳥取県福祉相談センター 所長 花川治広 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール            H28:『権利として生涯学び続けること～障がい者権利条約の理念をふまえて～』 57名            鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授 國本真吾 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール            H29:『きみはみんなの宝物～大切にしてほしい きみのきもち～』 53名            心の元気講演家 石川達之 氏            大栄健康増進センター 会議室            H30:『届けたい!がんばっているきみに 贈りたい歌』 75名            心の元気講演家 石川達之 氏            北条農村環境改善センター 大研修室            R1:「ぼくはぼくに生まれてよかったです」～自分らしく生きるということ～ 411名            酒井響希、酒井康子 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール            R2:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期            大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール            R3:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期            大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p>

# 防 災

	項 目	令和4年度の取り組み(案)
⑤	障がい者に対する防災体制を把握、検討する	<p>防災訓練(地域・団体・事業所) 内容: 日時: 月 日( ) 時 分~ 時 分</p> <p>民協、日赤等他団体との連携・協力したものが出来るよう検討する。</p> <p>「医療的ケアを必要とする方のための災害時対応ノート」の活用の検討</p> <p>当事者の声を聴く必要がある。 当事者や事業所等と意見交換が出来る機会を設けたい。</p>